

越谷市危険物の規制に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>(仮貯蔵等の申請)</p> <p>第2条 法第10条第1項ただし書の規定により、危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けようとする者は、当該行為の7日前までに<u>省令第1条の6に規定する申請書</u>正副各1通に、仮貯蔵又は仮取扱いをしようとする場所の位置、構造及び設備の内容に関する図面等を添付して、消防長に申請しなければならない。</p> <p>2 消防長は、前項の申請があつた場合は、その実情を調査し、火災予防上支障がないと認めるときは、危険物仮貯蔵・仮取扱い承認書(第1号様式)に当該申請書の副本を添えて申請者に交付するものとする。</p> <p>3 条文略</p> <p>(危険物の仮貯蔵又は仮取扱い承認申請手数料)</p> <p>第2条の2 条文略</p> <p>2 条文略</p>	<p>(仮貯蔵等の申請)</p> <p>第2条 法第10条第1項ただし書の規定により、危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けようとする者は、当該行為の7日前までに<u>危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書(第1号様式)</u>正副各1通に、仮貯蔵又は仮取扱いをしようとする場所の位置、構造及び設備の内容に関する図面等を添付して、消防長に申請しなければならない。</p> <p>2 消防長は、前項の申請があつた場合は、その実情を調査し、火災予防上支障がないと認めるときは、危険物仮貯蔵・仮取扱い承認書(第1号様式の2)に当該申請書の副本を添えて申請者に交付するものとする。</p> <p>3 条文略</p> <p>(危険物の仮貯蔵又は仮取扱い承認申請手数料)</p> <p>第2条の2 条文略</p> <p>2 条文略</p>

3 前項の規定による手数料の免除を受けようとする者は、危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料免除申請書(第1号様式の2)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の承認をしたときは、危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料免除決定通知書(第1号様式の3)を申請者に交付するものとする。

(仮使用の申請)

第3条 法第11条第5項ただし書の規定により、仮使用の承認を受けようとする者は、省令第5条の2に規定する申請書正副各1通に、仮使用をしようとする場所の位置、構造及び設備の内容に関する図面等を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつた場合は、その実情を調査し、火災予防上支障がないと認めるときは、危険物製造所等仮使用承認書(第2号様式)に当該申請書の副本を添えて申請者に交付するとともに、仮使用承認済(第3号様式)の掲示板を工事完了まで掲出するよう指導しなければならない。

(危険物保安監督者の選任又は解任の届出)

第11条 法第13条第2項の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出は、省令第48条の3に規定する届出書正副各1通を

3 前項の規定による手数料の免除を受けようとする者は、危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料免除申請書(第1号様式の3)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の承認をしたときは、危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料免除決定通知書(第1号様式の4)を申請者に交付するものとする。

(仮使用の申請)

第3条 法第11条第5項ただし書の規定により、仮使用の承認を受けようとする者は、危険物製造所等仮使用承認申請書(第2号様式)正副各1通に、仮使用をしようとする場所の位置、構造及び設備の内容に関する図面等を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつた場合は、その実情を調査し、火災予防上支障がないと認めるときは、危険物製造所等仮使用承認証(第2号様式の2)に当該申請書の副本を添えて申請者に交付するとともに、仮使用承認済(第3号様式)の掲示板を工事完了まで掲出するよう指導しなければならない。

(危険物保安監督者の選任又は解任の届出)

第11条 法第13条第2項の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出は、省令第48条の3に定める届出書正副各1通を提

提出するものとし、選任届出の場合に限り、同条に規定する書類、選任される者の免状の写し及び選任を受諾したことを証する承諾書(第8号様式)を添付して市長に届け出なければならない。

2 条文略

出するものとし、選任届出の場合に限り、選任される者の免状の写し及び選任を受諾したことを証する承諾書(第8号様式)を添付して市長に届け出なければならない。

2 条文略